

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年1月まで

昭和46年7月に職場を退職し、実家のA市区町村（現在は、B市区町村）に帰ってきてからすぐに、A市区町村C支所において国民年金加入手続きを行い、保険料を納め、2回目以降は、集金人を通じて申立期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間が未納（未加入）となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の戸籍の附票によれば、申立人が申立期間当時、A市区町村に居住していたことが確認できるところ、被保険者台帳管理簿によると、申立期間当時、A市区町村において、申立人と同姓同名の者へ手帳記号番号(*)が払い出されていることが確認できる。

また、D市区町村作成の国民年金被保険者名簿において、前述の国民年金手帳記号番号(*)により、申立人と氏名及び生年月日が一致する被保険者が、申立期間に係る国民年金保険料を納付している記録が確認できるところ、同名簿において確認できる当該被保険者の住所変更履歴は、申立人の戸籍の附票の内容とも一致しているほか、当該記号番号で別の被保険者として管理されている事情は見当たらないことから、当該納付記録は、申立人のものであると推認できる。

さらに、上記被保険者名簿において、昭和46年7月1日付けで国民年金被保険者資格を取得した後、同日付けで厚生年金保険被保険者資格の取得により国民年金被保険者資格を喪失したことがうかがえる旨が記載されて

いるものの、申立期間の国民年金保険料が還付された記録は見当たらず、申立人は申立期間において勤務していないと主張しているところ、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらないことを踏まえると、行政側において適切な記録管理がなされていなかった事情がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成11年4月1日、資格喪失日が20年4月1日、資格取得日が同年5月1日とされ、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録のうち、20年4月1日の資格喪失日及び同年5月1日の資格取得日を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月1日から同年5月1日まで

私は、平成19年11月18日から20年3月31日までの期間について、A事業所において育児休業を取得し、同年4月1日に職場復帰した。

厚生年金保険料については、平成20年4月より給与から控除されていたにもかかわらず、ねんきん定期便によると、同年4月1日から同年5月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、年金事務所に問い合わせたところ、A事業所から育児休業等取得者終了届が提出されていないことが判明した。

その後、平成22年6月25日付けで、事業主から20年3月31日を終了日とする育児休業等取得者終了届が年金事務所に提出されたとのことであったが、申立期間については、時効により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされているとのことであった。調査の上、申立期間について、年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成11年4月1日、資格喪失日が20年4月1日、資格取得日が同年5月1日とされ、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書、申立事業所から提出された賃金台帳及び出勤簿から、申立人は、育児休業の期間が終了した平成20年3月31日の翌日から申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書等の厚生年金保険料控除額から判断すると、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険育児休業等取得者終了届について、申立期間当時、社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、亡くなった母親が、私の国民年金加入手続及び保険料納付を行ってくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳において、申立期間に係る昭和36年度の印紙検認記録には、当該期間に係る国民年金保険料を納付した事実を示す検認印が確認できない上、当該記録は、申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録及びオンライン記録とも一致しており、不自然に記録訂正された形跡も確認できない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料の納付等を行ったとする申立人の母親は既に死亡していることから、当時の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間当時、申立人と同居し、オンライン記録等において国民年金に加入していたことが確認できる申立人の兄夫婦も既に死亡しており、当時の状況について供述を得ることができない上、兄夫婦の申立期間に係る国民年金保険料は、申立人同様、未納の記録となっていることなど、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月26日から38年9月3日まで
日本年金機構から、脱退手当金の受給確認に係る通知を受け取ったが、私は脱退手当金の制度について全く知らず、脱退手当金の請求手続きを行ったことや、脱退手当金を受け取ったことも無い。
調査の上、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所であるA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る脱退手当金の支給事務がなされたことをうかがわせる記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案715

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年10月1日まで
私が、A事業所（現在は、B事業所）C工場に勤務していた期間のうち、申立期間については、標準報酬月額がそれまでの期間に係る標準報酬月額より低く記録されているが、賃金が減額されたことは無いため、調査の上、実際の報酬月額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持しておらず、B事業所に当時の賃金台帳等は保管されていないことなど、申立人の申立期間に係る給与支給額、給与からの厚生年金保険料の控除額等を確認できる関連資料は得られない。

また、申立人は、平成5年11月1日における標準報酬月額に係る減額改定を申立期間の始期としているところ、B事業所より提出された、申立人に係る「従業員カード」によれば、同年*月*日に賃金調整（満56歳到達）により資格給及び本給が減額されていることが確認できる上、当該事業所は、「当社では、申立期間当時、満56歳到達時に賃金調整が行われ、その後、定期昇給は無く、ベースアップのみが行われた。当社の保管する従業員カードによれば、申立人は、申立期間同時に56歳賃金調整が行われており、それに伴い標準報酬月額が減額されていると思われる。」と回答している。

さらに、オンライン記録によれば、申立人の記憶する複数の同僚に係る標準報酬月額は、申立人同様、56歳の誕生日以降に減額改定されている状況がうかがえる。

加えて、申立人が記憶する、申立事業所における同僚9人に対してアン

ケート等により照会し、7人から回答が得られたところ、複数の同僚が、「年金事務所に記録されている私の標準報酬月額を承知しており、適正だと思う。また、会社による給与からの厚生年金保険料控除も適正に行われていたと思う。」と供述している上、3人の同僚は、申立期間に係る給与明細書等を保管しており、当該給与明細書等に記載されている厚生年金保険料額は、当該同僚のオンライン記録上の標準報酬月額から算出した保険料額と一致するなど、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案716（事案590及び648の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から同年10月1日まで

私は、平成11年5月から、A事業所（現在は、B事業所）で、派遣社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかないので、二度にわたり年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

健康保険は、前勤務先のC健康保険組合（現在は、D健康保険組合）で任意継続を申し込み、1回だけ、1年分の保険料約40万円を納付した。平成11年4月から12年3月までの期間については前勤務先において加入していたが、申立期間は加入しておらず、申立事業所で健康保険及び厚生年金保険に加入していた。

申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、申立期間を平成11年5月10日から12年10月1日までの期間としていたところ、再申立てにおいては11年10月1日から12年10月1日までの期間に変更して申立てを行い、今回の再々申立てにおいては同年4月1日から同年10月1日までの期間として申立てている。

しかしながら、当初の申立てについては、i) B事業所は、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は廃棄されており、当時の状況は不明である。」と回答しており、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料が得られないこと、ii) 申立人が、申立事業所に勤務する前に勤務していたE事業所（現在は、F事業所）が加入するD健康保険組合から提出された健康保険資格証明書によると、申立人は、申立期間を含む平成11年4月1日から12年10月1日までの期間において、当該健康保険組合の任意継続被保険者であったことが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき22年12月22日付けで年金記録の訂正は必要と

までは言えないとする通知が行われている。

また、再申立てについては、平成19年8月支給分の給与明細書及び任意継続被保険者に係るメモが提出されたが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき23年4月20日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、任意継続被保険者の保険料は1年分を納付しており、その後の保険料は納付していないことから申立期間は厚生年金保険に加入していたとして3回目の申立てを行っているが、その主張をもって、申立期間に係る厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除について推認することはできず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。